

甲 第 268 号 議 案

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例

岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 269 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表使用料の項中「岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）別表に定める額」を「別表第2に定める額（使用期間が1月に満たない場合は、その額に100分の108を乗じて得た金額）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

（単位 円）

	使用物件	単位	使用料
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱	1本につき1年	810
	第3種電柱	1本につき1年	1,100
	その他の柱類	1本につき1年	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460

	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,500
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	940
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	57
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	280
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	570

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又は端数期間は月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、日割によつて計算する。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市財産条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けて行政財産を使用している者の当該使用物件に係る平成27年度以降の各年度の使用料の額は、改正後の条例の規定による当該使用物件について徴収すべき1年当たりの使用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整使用料額とする。

提案理由

行政財産使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 270 号 議 案

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例（平成20年
市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中区の項中「中井」の次に「，中井一丁目，中井二丁目，中井三丁目，中井四丁
目」を加え，同表南区の項中「藤田」の次に「，芳泉一丁目，芳泉二丁目，芳泉三丁目，
芳泉四丁目」を加える。

附 則

この条例は，平成27年1月31日から施行する。

提案理由

住居表示実施による町名の変更に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正
しようとするものである。

甲 第 271 号 議 案

岡山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

岡山市福祉事務所設置条例（昭和56年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市南区南福祉事務所の項所管区域の欄中「福吉町」の次に「，芳泉一丁目，芳泉二丁目，芳泉三丁目，芳泉四丁目」を加える。

附 則

この条例は，平成27年1月31日から施行する。

提案理由

住居表示実施による町名の変更に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 272 号 議 案

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
岡山市老人デイサービスセンター条例（平成9年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第2条の2 センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他センターの管理上市長が必要と認める業務

第2条の3に見出しとして「（指定管理者の指定等）」を付し、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
岡山ふれあいデイサービスセンター	岡山市中区桑野715番地2
西大寺ふれあいデイサービスセンター	岡山市東区西大寺中二丁目16番33号
北ふれあいデイサービスセンター	岡山市北区谷万成二丁目6番33号
西ふれあいデイサービスセンター	岡山市南区妹尾880番地1
南ふれあいデイサービスセンター	岡山市南区福田690番地1
岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンター	岡山市東区久保205番地1
岡山市友楽園デイサービスセンター	岡山市中区平井四丁目13番33号
岡山市西市デイサービスセンター	岡山市南区西市123番地1
岡山市建部町デイサービスセンター	岡山市北区建部町福渡1008番地1

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、改正後の第2条の3の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

老人デイサービスセンターについて、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 273 号 議 案

岡山市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいプラザ条例（平成15年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第2条の2 ふれあいプラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) ふれあいプラザの使用の許可に関する業務
- (2) ふれあいプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他ふれあいプラザの管理上市長が必要と認める業務

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第2条の3 ふれあいプラザの指定管理者の指定を受けようとするものは、ふれあいプラザの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるふれあいプラザの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がふれあいプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がふれあいプラザの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第3条第1項を削り、同条第2項中「、前項の調整を受けた後」を削り、同項を同条第1項とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
岡山市浮田ふれあいプラザ	岡山市東区沼1193番地3
岡山市古都ふれあいプラザ	岡山市東区穴甘513番地
岡山市吉井川ふれあいプラザ	岡山市東区西大寺浜338番地
岡山市植松老人ふれあいプラザ	岡山市南区植松398番地2
岡山市西高崎ふれあいプラザ	岡山市南区西高崎45番地40

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、改正後の第2条の3の規定に基づく指定管理者の

指定に関し，必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

ふれあいプラザについて，指定管理者の指定を行うに当たり，必要な事項を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 274 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第1条 岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第3条第1項中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第54条第2項第8号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第2条 岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正)

第3条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定

める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

（岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 275 号 議 案

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

岡山市子ども医療費給付条例（昭和48年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（医療費の額）

第4条 この条例により子どもに対して給付する医療費の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 乳幼児 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算出した額。以下「総医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により被保険者等として負担することとなる費用の額（医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等（条例を含む。）の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に相当する額を控除した額をいう。以下「自己負担額」という。）
- (2) 児童のうち、満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和47年市条例第49号）又は岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例（昭和52年市条例第50号）の規定により医療費給付を受けるこ

とができる者を除く。) 自己負担額。ただし、外来に係る費用にあつては、自己負担額から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは当該規則で定める額))を控除した額とする。

(3) 児童のうち前号に掲げる者以外のもの 自己負担額(入院に係る費用に限る。)

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市子ども医療費給付条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に療養を受けた者から適用する。
- 3 施行日前においても、新条例の規定による受給資格証の交付に関し、必要な交付申請その他の行為を行うことができる。

提案理由

子ども医療費助成制度の給付対象者の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 276 号 議 案

岡山市小児慢性特定疾病審査会条例の制定について

岡山市小児慢性特定疾病審査会条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の4に規定するもののほか、小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第19条の3第4項に規定する審査のほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に係る審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

(会議等)

第4条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 岡山市小児慢性特定疾患等認定調査委員会設置条例（平成23年市条例第26号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に廃止前の岡山市小児慢性特定疾患等認定調査委員会設置条例の規定により岡山市小児慢性特定疾患等認定調査委員会の委員である者は、施行日に、岡山市小児慢性特定疾病審査会の委員として任命されたものとみなす。
- 4 前項に規定する委員及びこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「小児慢性特定疾患等認定調査委員会委員」を「小児慢性特定疾病審査会委員」に改める。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、同法の規定により設置される小児慢性特定疾病審査会について必要な事項を定める等のため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 277 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第13条関係）

	使用物件	単 位	使用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	530円
	第2種電柱	1本につき1年	810円
	第3種電柱	1本につき1年	1,100円
	第1種電話柱	1本につき1年	470円
	第2種電話柱	1本につき1年	750円
	第3種電話柱	1本につき1年	1,000円
	その他の柱類	1本につき1年	47円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに につき1年	5円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ1メートルに につき1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460円
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メ ートルにつき1年	280円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	400円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,500円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	940円
水道管, 下水道管, ガス管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
その他これらに類する物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	57円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	280円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	570円
歩廊, 雪よけ その他これらに類する施設	天幕, 日よけ, 雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	940円

道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	740円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	940円
露天, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	25円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	250円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	250円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,500円
標識		1本につき1年	750円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	25円
	その他のもの	1本につき1月	250円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	25円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	250円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,500円
	その他のもの	1基につき1月	1,200円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	250円
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時		使用面積1平方メートルにつき1月	94円

収容施設		
水路上空に設ける遮蔽物	使用面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知のあったものについては、なお従前の例による。

提案理由

公共物使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 278 号 議 案

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例
岡山市パークアンドライド駐車場条例（平成6年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条の表岡山市営妹尾駅駐車場の項の次に次のように加える。

岡山市営瀬戸駅駐車場	岡山市東区瀬戸町下578番地21
------------	------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山市営瀬戸駅駐車場を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 279 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2有料自転車等駐車場の表表町二丁目自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

北長瀬駅南口自転車等駐車場	岡山市北区北長瀬表町二丁目
---------------	---------------

別表第1の3無料自転車等駐車場の表北長瀬駅南口自転車等駐車場の項を削る。

別表第2妹尾駅前自転車等駐車場，西大寺駅前自転車等駐車場，高島駅前自転車等駐車場，大元駅前自転車等駐車場及び東岡山駅前自転車等駐車場の項中「及び東岡山駅前自転車等駐車場」を「，東岡山駅前自転車等駐車場及び北長瀬駅南口自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

提案理由

北長瀬駅南口自転車等駐車場を有料自転車等駐車場として設置する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 280 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表当新田芳泉公園の項中「南区当新田」を「南区芳泉二丁目」に改め、同表高島東公園の項中「中井」を「中井一丁目」に改め、同表当新田東公園の項中「南区当新田」を「南区芳泉一丁目」に改め、同表上道丸山公園の項中「竹原」を「南古都」に改め、同表に次のように加える。

大供本町西公園	岡山市北区大供本町
---------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の表の改正規定中当新田芳泉公園の項、高島東公園の項及び当新田東公園の項に係る部分については、平成27年1月31日から施行する。

提案理由

大供本町西公園を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 281 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1高島東町遊園地の項中「高島新屋敷」を「中井一丁目」に改め、同表福田北新田遊園地の項中「南区福田」を「南区芳泉四丁目」に改め、同表当新田東第2遊園地の項中「南区当新田」を「南区芳泉一丁目」に改め、同表中井遊園地の項中「中区中井」を「中区中井四丁目」に改め、同表福田第3遊園地の項及び福田第4遊園地の項中「南区福田」を「南区芳泉四丁目」に改め、同表に次のように加える。

福泊第5遊園地	岡山市中区福泊
宿第3遊園地	岡山市北区宿
錦第16遊園地	岡山市南区藤田
江並第11遊園地	岡山市中区江並
神崎町遊園地	岡山市東区神崎町
桑野第1遊園地	岡山市中区桑野
箕島第3遊園地	岡山市南区箕島
瀬戸下第2遊園地	岡山市東区瀬戸町下
江並第12遊園地	岡山市中区江並
平野第13遊園地	岡山市北区平野

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中高島東町遊園地の

項，福田北新田遊園地の項，当新田東第2遊園地の項，中井遊園地の項，福田第3遊園地の項及び福田第4遊園地の項に係る部分は，平成27年1月31日から施行する。

提案理由

福泊第5遊園地ほか9遊園地を設置する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 282 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位 円）

占 用 物 件		単 位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱	1本につき1年	810
	第3種電柱	1本につき1年	1,100
	第1種電話柱	1本につき1年	470
	第2種電話柱	1本につき1年	750
	第3種電話柱	1本につき1年	1,000
	その他の柱類	1本につき1年	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルに つき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	280

		メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,500
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	57
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	280
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	570
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	940

法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.007 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メ ートルにつき1年	740
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	940
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	250	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「政 令」とい う。）第7 条第1号に 掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	250
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,500
	標識		1本につき1年	750
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	25
		その他のもの	1本につき1月	250
幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	25	

	設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	250
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,500
		その他のもの	1基につき1月	1,200
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	940
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	250
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	94
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額

政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.02を 乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.028 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.028 を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて道路を占有している者が、施行日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件について、占用料が増額となる場合の平成27年度以降の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者の占有物件に係る占用料の額 占用料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の総額が前年度の占用料の総額（平成26年度途中で許可した占有物件については年額に換算した占用料とする。）に1.2を乗じて得た額を超える場合には、前年度の占用料の総額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 前号に掲げるもの以外の占有物件に係る占用料の額 各占有物件ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料額（平成26年度途中で許可した占有物件については年額に換算した占用料とする。）に1.2を乗じて得た額を超える場合には、前年度の占用料額に1.2を乗じて得た額

提案理由

道路占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 283 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成24年市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表2土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土地占用料

占 用 物 件		単 位	占 用 料
電柱、電線、 変圧塔、郵便 差出箱、公衆 電話所、広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	530円
	第2種電柱	1本につき1年	810円
	第3種電柱	1本につき1年	1,100円
	第1種電話柱	1本につき1年	470円
	第2種電話柱	1本につき1年	750円
	第3種電話柱	1本につき1年	1,000円
	その他の柱類	1本につき1年	47円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	5円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	3円

	地上に設ける変圧器	1個につき1年	460円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	400円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940円
ガス管, 水道管, 下水道管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	57円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	280円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	570円

歩廊，雪よけ その他これら に類する施設	天幕，日よけ，雨よけ（仮設 ひさし）その他これらに類す るもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	940円
通路その他こ れに類する施 設	上空に設ける通路	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,200円
	地下に設ける通路	占用面積1平方メ ートルにつき1年	740円
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	940円
露店，商品置 場その他これ らに類する施 設	祭礼，縁日等に際し，一時的 に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	25円
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1月	250円
看板（アーチ を除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	250円
	その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,500円
標識		1本につき1年	750円
旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的 に設けるもの	1本につき1日	25円
	その他のもの	1本につき1月	250円
幕（工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的 に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	25円
	その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	250円
アーチ	河川を横断するもの	1基につき1月	2,500円
	その他のもの	1基につき1月	1,200円
工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施		占用面積1平方メ	250円

設及び土石，竹木，瓦その他の工事用材料	ートルにつき1月	
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	占有面積1平方メートルにつき1月	94円
上空に設ける遮蔽物	占有面積1平方メートルにつき1年	200円
上記以外の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

提案理由

準用河川の土地占用料の額を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 284 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第57条の3の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第57条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めるとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 285 号 議 案

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例の一部
を改正する条例

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例（平成20年市条
例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岡南選挙区の項中「福吉町」の次に「，芳泉一丁目，芳泉二丁目，芳泉
三丁目，芳泉四丁目」を加え，同表第2項の表旭北選挙区の項中「中井」の次に「，中井
一丁目，中井二丁目，中井三丁目，中井四丁目」を加える。

附 則

この条例は，平成27年1月31日から施行する。

提案理由

住居表示実施による町名の変更に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正
しようとするものである。

甲 第 286 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立芳泉幼稚園の項を削り，同表岡山市立福浜幼稚園の項の次に次のように加える。

岡山市立芳泉幼稚園	岡山市南区芳泉三丁目2番5号
-----------	----------------

第1条第2号の表岡山市立芳泉小学校の項及び岡山市立芳泉小学校ひばり分校の項を削り，同表岡山市立第三藤田小学校の項の次に次のように加える。

岡山市立芳泉小学校	岡山市南区芳泉三丁目2番3号
岡山市立芳泉小学校ひばり分校	岡山市南区泉田四丁目8番10号

第1条第3号の表岡山市立芳泉中学校の項を削り，同表岡山市立藤田中学校の項の次に次のように加える。

岡山市立芳泉中学校	岡山市南区芳泉三丁目2番1号
-----------	----------------

附 則

この条例は，平成27年1月31日から施行する。

提案理由

住居表示実施による町名の変更に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 287 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表岡山市立南公民館の項中「当新田3番地1」を「芳泉三丁目2番2号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月31日から施行する。

提案理由

住居表示実施による町名の変更に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 325 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「306,000円」を「307,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「50,300円」に改める。

第7条第2項第2号の表中「6キロメートル未満」を「5キロメートル未満」に、「6キロメートル以上」を「5キロメートル以上」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,000	222,000	260,000	287,000	318,000	362,000	408,700	461,300
	2	137,200	223,900	262,100	289,300	320,300	364,600	411,200	464,400
	3	138,500	225,700	264,100	291,500	322,600	367,100	413,600	467,400
	4	139,800	227,500	266,100	293,800	324,800	369,700	416,100	470,500
	5	141,100	229,200	268,200	295,900	327,100	372,300	418,400	473,400
	6	142,400	231,100	270,300	298,200	329,200	374,800	420,700	476,500
	7	143,700	233,000	272,400	300,400	331,400	377,400	423,100	479,600
	8	145,000	234,700	274,400	302,700	333,500	379,900	425,500	482,600
	9	146,300	236,400	276,500	304,900	335,800	382,500	427,700	485,600
	10	147,700	238,300	278,600	307,100	338,000	385,200	430,000	488,600
	11	149,100	240,100	280,700	309,400	340,200	387,800	432,300	491,700
	12	150,400	242,000	282,700	311,700	342,300	390,500	434,400	494,700
	13	151,700	243,700	284,800	313,900	344,300	393,100	436,400	497,600
	14	153,200	245,600	286,900	316,000	346,400	395,300	438,300	500,500
	15	154,700	247,500	289,000	318,200	348,500	397,700	440,200	503,400
	16	156,100	249,400	291,000	320,400	350,500	400,000	442,200	506,300
	17	157,500	251,300	293,100	322,600	352,700	402,200	444,200	509,200
	18	159,200	253,300	295,200	324,600	354,700	404,300	446,000	512,000
	19	160,900	255,300	297,300	326,700	356,700	406,400	447,700	514,700
	20	162,600	257,200	299,300	328,700	358,600	408,400	449,500	517,500
	21	164,300	259,100	301,400	330,800	360,700	410,500	451,200	520,200
	22	166,300	261,100	303,500	332,800	362,600	412,500	452,700	522,700
	23	168,300	263,100	305,600	334,900	364,600	414,400	454,100	525,100
	24	170,300	265,000	307,600	337,000	366,500	416,400	455,600	527,500
	25	172,300	266,900	309,600	338,900	368,600	418,300	457,100	529,800
	26	174,400	268,900	311,700	340,800	370,600	419,800	458,500	531,800
	27	176,500	270,800	313,800	342,800	372,600	421,400	459,800	533,800
	28	178,600	272,700	315,800	344,800	374,500	423,000	461,200	535,700
	29	180,600	274,600	317,800	346,700	376,400	424,600	462,300	537,400
	30	183,100	276,500	319,900	348,600	378,300	425,900	463,100	539,000
	31	185,600	278,400	322,000	350,400	380,200	427,100	463,800	540,600
	32	187,900	280,300	324,000	352,300	382,100	428,400	464,600	542,200
	33	190,200	282,200	325,900	354,200	383,800	429,600	465,300	543,800
	34	192,700	284,100	327,900	356,000	385,500	430,900	466,100	545,000
	35	195,100	286,000	330,000	357,700	387,200	432,200	466,700	546,200
	36	197,500	287,900	332,000	359,500	388,900	433,300	467,500	547,400
	37	199,800	289,700	333,900	361,300	390,300	434,600	468,200	548,600
	38	202,200	291,600	335,900	362,700	391,500	435,500	469,000	549,800
	39	204,600	293,500	337,900	364,200	392,700	436,400	469,700	550,900
	40	206,900	295,300	339,900	365,600	393,900	437,300	470,500	552,000
	41	209,100	297,100	341,700	367,100	395,100	438,000	471,100	553,100
	42	211,400	299,000	343,600	368,300	396,300	438,800	471,800	
	43	213,700	300,800	345,500	369,500	397,500	439,500	472,500	
	44	216,000	302,600	347,400	370,700	398,700	440,200	473,200	
	45	218,100	304,400	349,100	371,500	399,600	440,900	473,800	
	46	220,300	306,200	350,700	372,400	400,300	441,700	474,600	
	47	222,400	308,000	352,300	373,300	401,000	442,400	475,400	
	48	224,500	309,800	353,900	374,100	401,700	443,200	476,200	
	49	226,600	311,600	355,600	375,100	402,400	443,700	476,800	
	50	228,700	313,400	356,800	375,900	403,100	444,500		
	51	230,700	315,200	357,900	376,700	403,800	445,200		
	52	232,700	317,000	359,100	377,500	404,500	445,900		
	53	234,600	318,700	359,900	378,400	405,300	446,400		
	54	236,600	320,400	361,000	379,100	406,000	447,200		
	55	238,600	322,100	362,100	379,800	406,700	447,900		
	56	240,500	323,800	363,200	380,500	407,300	448,500		
	57	242,400	325,500	364,300	381,100	408,000	449,100		
58	244,400	327,100	365,400	381,800	408,700	449,900			

59	246,300	328,700	366,500	382,400	409,300	450,700
60	248,200	330,300	367,600	383,100	410,000	451,500
61	250,100	331,700	368,700	383,600	410,600	452,100
62	251,900	333,200	369,700	384,300	411,300	452,900
63	253,600	334,700	370,700	385,000	411,900	453,700
64	255,300	336,200	371,600	385,700	412,600	454,500
65	257,000	337,600	372,400	386,200	413,100	455,100
66	258,500	338,800	373,200	386,900	413,700	
67	260,000	340,000	374,100	387,500	414,300	
68	261,400	341,200	374,900	388,200	415,000	
69	262,800	342,200	375,700	388,700	415,400	
70	264,100	343,200	376,400	389,400	416,100	
71	265,300	344,200	377,100	390,000	416,700	
72	266,500	345,200	377,800	390,600	417,400	
73	267,700	346,200	378,500	391,100	417,800	
74	268,900	347,000	379,200	391,800	418,500	
75	270,100	347,800	379,800	392,400	419,100	
76	271,300	348,600	380,500	393,100	419,800	
77	272,500	349,400	381,100	393,600	420,100	
78	273,500	350,100	381,800	394,300	420,800	
79	274,500	350,800	382,400	394,900	421,400	
80	275,400	351,500	383,100	395,600	422,100	
81	276,200	352,100	383,600	396,000	422,500	
82	277,100	352,800	384,300	396,700	423,200	
83	278,000	353,500	384,900	397,300	423,900	
84	278,800	354,100	385,600	398,000	424,600	
85	279,600	354,700	386,100	398,400	425,100	
86	280,300	355,400	386,800	399,100	425,800	
87	281,000	356,000	387,400	399,700	426,500	
88	281,600	356,600	388,100	400,400	427,200	
89	282,200	357,200	388,500	400,800	427,700	
90	282,900	357,800	389,200	401,500	428,300	
91	283,600	358,400	389,800	402,200	429,000	
92	284,200	359,000	390,500	402,900	429,700	
93	284,800	359,500	390,900	403,400	430,200	
94	285,500	360,100	391,600	404,100		
95	286,100	360,600	392,200	404,800		
96	286,700	361,200	392,900	405,500		
97	287,200	361,700	393,300	406,000		
98	287,800	362,300	394,000	406,700		
99	288,400	362,900	394,700	407,400		
100	289,000	363,500	395,400	408,100		
101	289,500	363,900	395,900	408,600		
102	290,000	364,500	396,600	409,200		
103	290,500	365,000	397,300	409,900		
104	291,000	365,600	398,000	410,600		
105	291,500	366,000	398,500	411,100		
106		366,600	399,200			
107		367,100	399,900			
108		367,700	400,600			
109		368,100	401,100			
110		368,700				
111		369,200				
112		369,800				
113		370,200				
114		370,800				
115		371,400				
116		371,900				
117		372,400				
118		373,000				
119		373,600				
120		374,100				
121		374,600				
122		375,200				

	123		375,800						
	124		376,300						
	125		376,800						
	126		377,400						
	127		378,000						
	128		378,500						
	129		379,000						
再任用 職員		212,100	256,000	275,600	291,000	316,700	358,200	392,000	443,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	148,900	192,400	327,900	419,500
	2	150,400	194,000	330,200	421,400
	3	151,900	195,700	332,400	423,300
	4	153,400	197,400	334,700	425,100
	5	155,000	199,000	337,000	427,000
	6	156,800	200,700	339,300	428,900
	7	158,600	202,400	341,500	430,800
	8	160,400	204,100	343,800	432,600
	9	162,200	205,800	346,000	434,400
	10	164,300	207,600	348,200	436,200
	11	166,200	209,500	350,300	438,100
	12	168,200	211,400	352,500	440,000
	13	170,200	213,000	354,700	441,600
	14	172,400	215,000	356,700	443,500
	15	174,500	216,900	358,700	445,400
	16	176,700	218,900	360,800	447,300
	17	179,000	220,700	362,800	449,000
	18	181,600	223,300	364,800	450,900
	19	184,000	226,000	366,700	452,800
	20	186,500	228,700	368,700	454,600
	21	189,000	231,400	370,700	456,400
	22	190,500	234,200	372,700	458,200
	23	192,200	237,100	374,600	460,000
	24	193,900	240,000	376,600	461,900
	25	195,300	242,600	378,500	463,600
	26	197,000	245,400	380,500	465,200
	27	198,600	248,200	382,400	466,800
	28	200,300	250,900	384,400	468,500
	29	201,700	253,700	386,100	470,200
	30	203,400	256,300	388,100	471,700
	31	205,100	258,800	390,100	473,100
	32	206,800	261,400	392,000	474,600
	33	208,200	263,800	393,900	476,300
	34	210,000	266,300	395,600	477,300
	35	211,800	268,800	397,400	478,300
	36	213,600	271,300	399,100	479,300
	37	215,100	273,700	400,700	480,400
	38	216,900	276,300	402,300	
	39	218,700	278,900	403,900	
	40	220,500	281,500	405,500	
	41	222,300	283,900	407,000	
	42	224,000	286,500	408,600	
	43	225,800	289,000	410,200	
	44	227,600	291,400	411,800	
	45	229,400	293,700	413,500	
	46	231,100	296,400	415,100	
	47	232,700	299,000	416,600	
	48	234,400	301,700	418,200	
	49	236,000	304,200	419,900	
	50	237,700	306,700	421,400	
	51	239,400	309,100	423,000	
52	241,000	311,600	424,500		

53	242,400	314,000	426,100
54	244,100	316,100	427,700
55	245,700	318,300	429,300
56	247,400	320,500	430,900
57	248,800	322,800	432,500
58	250,400	324,900	434,100
59	252,000	327,100	435,600
60	253,600	329,200	437,100
61	255,200	331,400	438,800
62	256,700	333,500	440,300
63	258,300	335,700	441,800
64	259,800	337,900	443,400
65	261,300	340,100	445,000
66	263,000	342,200	446,600
67	264,600	344,400	448,100
68	266,200	346,600	449,600
69	267,700	348,600	451,100
70	269,200	350,600	452,600
71	270,700	352,700	454,100
72	272,200	354,800	455,500
73	273,400	356,700	456,900
74	274,800	358,600	457,900
75	276,200	360,600	458,900
76	277,600	362,500	459,900
77	279,000	364,500	460,700
78	280,200	366,100	
79	281,400	367,800	
80	282,500	369,500	
81	283,800	371,000	
82	285,000	372,500	
83	286,200	373,900	
84	287,400	375,400	
85	288,700	376,900	
86	289,900	378,400	
87	291,000	379,900	
88	292,200	381,400	
89	293,400	382,800	
90	294,600	384,200	
91	295,800	385,600	
92	297,000	387,000	
93	297,900	388,400	
94	299,000	389,700	
95	300,200	390,900	
96	301,400	392,200	
97	302,400	393,600	
98	303,500	394,700	
99	304,600	395,800	
100	305,700	396,900	
101	306,400	398,000	
102	307,400	399,000	
103	308,500	400,100	
104	309,600	401,200	
105	310,500	402,000	
106	311,400	403,000	
107	312,300	404,000	
108	313,200	405,000	
109	314,200	405,900	
110	314,800	406,800	
111	315,300	407,600	

	112	315,900	408,400		
	113	316,500	409,100		
	114	317,000	409,900		
	115	317,500	410,600		
	116	318,000	411,400		
	117	318,600	412,100		
	118	319,100	412,900		
	119	319,600	413,500		
	120	320,100	414,300		
	121	320,700	414,900		
	122	321,200	415,300		
	123	321,700	415,700		
	124	322,200	416,100		
	125	322,700	416,500		
	126	323,100	417,000		
	127	323,400	417,500		
	128	323,800	418,000		
	129	324,100	418,400		
	130	324,500	418,900		
	131	324,900	419,400		
	132	325,200	419,900		
	133	325,400	420,300		
	134	325,700	420,800		
	135	325,900	421,300		
	136	326,200	421,800		
	137	326,500	422,200		
	138	326,700			
	139	326,900			
	140	327,200			
	141	327,400			
	142	327,600			
	143	327,800			
	144	328,000			
	145	328,300			
	146	328,600			
	147	328,900			
	148	329,200			
	149	329,400			
	150	329,700			
	151	330,000			
	152	330,300			
	153	330,500			
再任用 職員		232,100	275,600	333,200	418,600

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	148,800	164,300	283,400	409,300
	2	150,300	166,300	286,500	410,900
	3	151,800	168,400	289,600	412,500
	4	153,300	170,600	292,600	414,100
	5	154,900	172,600	295,300	415,700
	6	156,700	174,700	298,400	417,300
	7	158,500	176,900	301,400	418,900
	8	160,300	179,100	304,500	420,500
	9	162,100	181,400	307,400	421,900
	10	164,200	184,100	310,300	423,300
	11	166,100	186,800	313,200	424,600
	12	168,100	189,500	316,000	426,000
	13	170,100	192,300	318,800	427,300
	14	172,300	194,000	321,100	428,700
	15	174,400	195,700	323,400	430,100
	16	176,600	197,400	325,600	431,500
	17	178,900	199,000	327,900	432,700
	18	181,500	200,700	330,200	434,100
	19	183,900	202,400	332,400	435,300
	20	186,400	204,100	334,700	436,700
	21	188,900	205,800	337,000	437,900
	22	190,500	207,600	339,300	439,300
	23	192,200	209,500	341,500	440,500
	24	193,900	211,400	343,800	441,900
	25	195,300	213,000	346,000	443,100
	26	196,900	215,000	347,900	444,400
	27	198,500	216,900	349,700	445,600
	28	200,000	218,900	351,600	446,900
	29	201,600	220,700	353,500	448,000
	30	203,300	223,300	355,400	449,200
	31	205,000	226,000	357,100	450,300
	32	206,700	228,700	359,000	451,300
	33	208,000	231,400	360,800	452,500
	34	209,700	234,200	362,600	453,400
	35	211,400	237,100	364,400	454,300
	36	213,100	240,000	366,100	455,200
	37	214,600	242,600	367,900	456,100
	38	216,200	245,400	369,500	
	39	217,900	248,200	371,100	
	40	219,600	250,900	372,700	
	41	221,300	253,700	374,300	
	42	223,100	256,300	375,900	
	43	224,800	258,800	377,500	
	44	226,600	261,400	379,100	
	45	228,400	263,800	380,500	
	46	230,100	266,300	382,000	
	47	231,700	268,800	383,600	
	48	233,400	271,300	385,200	
	49	235,100	273,700	386,700	
	50	236,800	276,300	388,200	
	51	238,500	278,900	389,700	
	52	240,100	281,500	391,100	
	53	241,400	283,900	392,700	
54	243,100	286,500	394,100		

55	244,700	289,000	395,400
56	246,400	291,400	396,800
57	247,900	293,700	398,200
58	249,300	296,400	399,500
59	250,800	299,000	400,900
60	252,300	301,700	402,300
61	253,900	304,200	403,600
62	255,400	306,700	405,000
63	256,800	309,100	406,400
64	258,200	311,600	407,700
65	259,500	314,000	408,900
66	261,100	316,100	410,100
67	262,700	318,300	411,300
68	264,200	320,500	412,500
69	265,800	322,800	413,500
70	267,300	324,900	414,700
71	268,800	327,100	415,800
72	270,300	329,200	417,000
73	271,600	331,400	418,000
74	272,900	333,500	418,800
75	274,100	335,700	419,500
76	275,400	337,900	420,300
77	276,800	339,900	421,000
78	278,000	341,700	421,800
79	279,200	343,600	422,500
80	280,400	345,500	423,200
81	281,700	347,300	423,900
82	282,800	349,000	424,600
83	284,000	350,800	425,200
84	285,200	352,600	425,900
85	286,300	354,200	426,500
86	287,300	355,900	427,200
87	288,300	357,500	427,800
88	289,300	359,200	428,500
89	290,300	360,900	429,100
90	291,200	362,200	429,800
91	292,100	363,600	430,400
92	293,000	365,000	431,000
93	293,600	366,200	431,500
94	294,400	367,500	
95	295,200	368,800	
96	296,000	370,100	
97	296,900	371,500	
98	297,700	372,600	
99	298,400	373,600	
100	299,200	374,700	
101	299,900	375,900	
102	300,400	377,000	
103	300,900	378,100	
104	301,400	379,200	
105	301,900	380,100	
106	302,300	381,100	
107	302,700	382,000	
108	303,100	383,000	
109	303,300	383,900	
110	303,700	384,900	
111	304,100	385,900	
112	304,500	386,900	
113	304,600	387,700	

	114	304,900	388,600		
	115	305,200	389,500		
	116	305,500	390,300		
	117	305,800	391,200		
	118	306,100	392,000		
	119	306,400	392,800		
	120	306,600	393,600		
	121	306,800	394,400		
	122	307,100	395,200		
	123	307,400	395,900		
	124	307,700	396,700		
	125	307,900	397,300		
	126		398,000		
	127		398,500		
	128		399,200		
	129		399,900		
	130		400,600		
	131		401,200		
	132		401,900		
	133		402,300		
	134		402,900		
	135		403,400		
	136		404,000		
	137		404,300		
	138		404,900		
	139		405,500		
	140		406,100		
	141		406,400		
	142		407,000		
	143		407,600		
	144		408,200		
	145		408,600		
	146		409,200		
	147		409,800		
	148		410,400		
	149		410,800		
再任用 職員		223,300	272,200	326,500	408,300

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

別表第3(第3条関係)
 医療職給料表
 ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	
	25	325,800	399,400	453,800	518,400	
	26	328,600	401,700	456,100	520,200	
	27	331,400	404,000	458,400	522,000	
	28	334,200	406,300	460,700	523,800	
	29	337,000	408,700	462,900	525,700	
	30	339,400	410,800	465,200	527,500	
	31	341,800	412,800	467,500	529,300	
	32	344,200	414,900	469,800	531,100	
	33	346,600	417,000	471,800	532,700	
	34	349,100	419,000	473,900	534,500	
	35	351,500	421,000	476,000	536,200	
	36	354,000	423,000	478,100	538,000	
	37	356,400	425,100	480,200	539,600	
	38	358,800	427,100	482,000	541,200	
	39	361,200	429,100	483,800	542,600	
	40	363,600	431,100	485,600	544,200	
	41	365,900	433,100	487,300	545,700	
	42	367,400	434,900	489,100	547,100	
	43	368,900	436,700	490,900	548,500	
	44	370,400	438,500	492,700	549,800	
	45	371,900	440,400	494,300	551,000	
	46	373,300	442,200	496,000	552,000	
	47	374,800	444,000	497,800	553,000	
	48	376,300	445,800	499,600	554,000	
	49	377,600	447,600	501,200	555,000	
	50	378,600	449,300	502,500	555,900	
	51	379,600	451,100	503,800	556,800	
	52	380,600	452,900	505,100	557,700	
	53	381,600	454,800	506,400	558,500	
	54	382,500	456,000	507,700	559,400	
	55	383,400	457,200	509,000	560,300	
	56	384,300	458,400	510,300	561,200	
	57	385,300	459,600	511,300	562,100	
	58	386,200	460,600	512,100	563,000	
	59	387,000	461,600	512,900	563,900	
	60	387,900	462,600	513,700	564,600	
61	388,700	463,400	514,600	565,500		

	62	389,200	464,100	515,400	566,400	
	63	389,700	464,800	516,300	567,300	
	64	390,200	465,500	517,100	568,200	
	65	390,500	466,200	518,000	569,100	
	66		466,900	518,900		
	67		467,600	519,600		
	68		468,300	520,500		
	69		468,800	521,400		
	70		469,500	522,200		
	71		470,200	523,100		
	72		470,900	524,000		
	73		471,300	524,800		
	74		471,900	525,700		
	75		472,600	526,600		
	76		473,300	527,300		
	77		473,700	528,100		
	78		474,300	529,000		
	79		474,900	529,900		
	80		475,400	530,800		
	81		476,000	531,600		
	82		476,500	532,500		
	83		477,000	533,400		
	84		477,500	534,300		
	85		477,900	535,100		
	86		478,500	536,000		
	87		478,900	536,900		
	88		479,400	537,800		
	89		479,900	538,600		
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,400	177,900	212,500	240,200	277,600	326,000	372,600	441,000
	2	141,800	179,500	214,100	241,800	279,800	328,100	375,200	443,600
	3	143,200	181,100	215,600	243,400	281,900	330,300	377,900	446,200
	4	144,600	182,500	217,200	245,000	284,100	332,400	380,600	448,700
	5	145,800	184,000	218,700	246,400	286,300	334,600	382,900	451,200
	6	147,600	185,600	220,400	248,000	288,500	336,800	385,600	453,800
	7	149,200	187,200	222,100	249,400	290,600	339,000	388,300	456,400
	8	150,900	188,700	223,700	251,000	292,800	341,100	390,900	458,900
	9	152,600	190,200	225,300	252,500	294,900	343,100	393,500	461,600
	10	154,300	191,900	227,100	254,100	297,100	345,300	395,900	464,200
	11	156,000	193,600	228,900	255,600	299,200	347,500	398,400	466,600
	12	157,700	195,300	230,600	257,000	301,400	349,600	400,800	469,200
	13	159,200	196,800	232,300	258,500	303,700	351,500	403,100	471,700
	14	161,100	198,300	233,900	260,400	305,800	353,600	405,300	473,200
	15	163,100	199,900	235,500	262,300	307,800	355,700	407,400	474,400
	16	165,000	201,500	237,100	264,100	309,900	357,700	409,600	475,900
	17	166,800	203,000	238,500	265,700	312,100	359,700	411,600	477,400
	18	168,700	204,700	240,000	267,600	314,200	361,800	413,700	478,900
	19	170,600	206,400	241,500	269,500	316,200	363,800	415,700	480,300
	20	172,500	208,000	243,100	271,400	318,300	365,800	417,800	481,700
	21	174,300	209,400	244,600	273,200	320,500	367,500	419,700	483,200
	22	175,800	211,000	246,200	275,000	322,500	369,600	421,300	484,700
	23	177,300	212,600	247,700	276,900	324,400	371,700	422,900	486,100
	24	178,700	214,200	249,100	278,800	326,400	373,700	424,300	487,600
	25	180,300	215,600	250,600	280,800	328,400	375,600	425,900	489,000
	26	181,800	217,200	252,300	282,600	330,400	377,500	427,200	490,400
	27	183,200	218,800	254,000	284,500	332,300	379,400	428,500	491,900
	28	184,600	220,400	255,700	286,400	334,300	381,300	429,800	493,400
	29	186,200	222,000	257,300	288,400	336,200	383,000	431,100	495,000
	30	187,500	223,600	259,100	290,200	338,100	384,800	432,300	496,200
	31	188,800	225,300	260,900	292,100	340,000	386,600	433,600	497,400
	32	190,000	227,000	262,700	294,000	341,800	388,400	434,800	498,500
	33	191,300	228,600	264,200	295,800	343,600	389,900	436,200	499,700
	34	192,700	230,200	265,900	297,600	345,500	391,100	437,500	500,700
	35	194,100	231,600	267,700	299,300	347,400	392,400	438,700	501,700
	36	195,500	233,200	269,500	301,100	349,200	393,700	440,000	502,700
	37	196,600	234,800	271,200	302,800	350,800	394,800	441,200	503,700
	38	197,900	236,400	272,900	304,500	352,500	396,000	442,000	
	39	199,100	238,000	274,500	306,200	354,200	397,200	442,700	
	40	200,400	239,600	276,200	307,800	355,900	398,400	443,500	
	41	201,500	241,000	277,900	309,600	357,400	399,400	444,000	
	42	202,700	242,500	279,600	311,300	358,700	400,200	444,800	
	43	203,900	244,000	281,300	313,000	360,000	401,000	445,500	
	44	205,100	245,500	282,900	314,700	361,300	401,800	446,300	
	45	206,300	246,900	284,600	316,000	362,500	402,300	446,800	
	46	207,300	248,400	286,300	317,600	363,700	403,000	447,600	
	47	208,400	250,000	288,000	319,200	364,900	403,700	448,200	
	48	209,500	251,600	289,700	320,800	366,000	404,400	449,000	
	49	210,600	253,200	291,100	322,300	367,100	405,200	449,400	
	50	211,600	254,600	292,700	323,500	368,100	405,900	450,200	
	51	212,600	256,000	294,300	324,800	369,100	406,500	451,000	
	52	213,600	257,300	295,900	326,100	370,100	407,100	451,800	
	53	214,400	258,600	297,300	327,000	370,900	407,700	452,400	
	54	215,300	260,000	298,700	328,000	371,800	408,400		
	55	216,200	261,400	300,200	329,100	372,700	409,000		
	56	217,200	262,800	301,700	330,200	373,500	409,700		
	57	218,100	263,900	303,200	331,100	374,300	410,200		
	58	219,000	265,100	304,600	332,000	375,100	410,900		
	59	219,900	266,400	306,000	333,000	375,900	411,500		
	60	220,800	267,700	307,300	334,000	376,700	412,200		
	61	221,800	268,800	308,600	334,800	377,200	412,600		
	62	222,800	270,100	309,900	335,500	377,900	413,200		
63	223,700	271,400	311,200	336,200	378,600	413,800			

64	224,800	272,700	312,500	336,900	379,300	414,500			
65	225,500	273,800	313,700	337,500	379,900	414,800			
66	226,400	274,900	314,500	338,200	380,600				
67	227,300	276,000	315,200	338,900	381,200				
68	228,200	277,100	316,000	339,600	381,800				
69	228,900	278,200	316,900	340,200	382,200				
70	229,600	279,300	317,700	340,800	382,800				
71	230,300	280,400	318,500	341,400	383,300				
72	231,000	281,500	319,300	342,000	383,900				
73	231,600	282,400	320,100	342,500	384,500				
74	232,400	283,200	320,700	343,100	385,100				
75	233,200	284,000	321,300	343,700	385,600				
76	234,000	284,800	321,900	344,300	386,200				
77	234,600	285,600	322,500	344,700	386,800				
78	235,200	286,200	323,000	345,200	387,400				
79	235,800	286,800	323,400	345,700	387,900				
80	236,400	287,400	323,900	346,200	388,500				
81	236,900	287,900	324,500	346,600	389,200				
82	237,300	288,400	325,000	347,000	389,600				
83	237,700	288,900	325,500	347,300	390,200				
84	238,100	289,400	326,000	347,700	390,800				
85	238,600	289,800	326,600	348,000	391,500				
86		290,000	327,000	348,400					
87		290,300	327,300	348,700					
88		290,600	327,700	349,100					
89		291,000	328,100	349,500					
90		291,300	328,500	349,900					
91		291,600	328,900	350,200					
92		291,900	329,300	350,600					
93		292,200	329,800	351,000					
94		292,500	330,200	351,400					
95		292,800	330,500	351,700					
96		293,100	330,900	352,100					
97		293,500	331,000	352,600					
98		293,800	331,300	352,900					
99		294,100	331,600	353,300					
100		294,400	332,000	353,700					
101		294,800	332,100	354,200					
102		295,100	332,500	354,600					
103		295,400	332,800	355,000					
104		295,700	333,200	355,400					
105		296,000	333,300	355,900					
106			333,700						
107			334,000						
108			334,400						
109			334,600						
110			334,900						
111			335,300						
112			335,700						
113			335,900						
再任用 職員		185,300	211,900	243,900	257,300	283,400	324,700	367,500	430,100

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,400	180,300	227,900	252,900	283,400	329,400	375,400
	2	154,800	182,300	229,700	254,100	285,400	331,600	378,100
	3	156,300	184,400	231,500	255,400	287,400	333,700	380,800
	4	157,600	186,500	233,200	256,600	289,400	335,900	383,400
	5	159,000	188,600	234,700	257,700	291,100	338,000	386,000
	6	160,500	190,800	236,200	259,100	293,000	340,200	388,500
	7	162,000	193,100	237,700	260,400	294,900	342,300	390,900
	8	163,500	195,400	239,200	261,800	296,800	344,500	393,400
	9	164,800	197,700	240,500	263,200	298,700	346,500	395,600
	10	166,400	199,000	241,900	264,500	300,600	348,600	398,000
	11	168,000	200,400	243,300	266,000	302,500	350,600	400,300
	12	169,600	201,800	244,700	267,600	304,400	352,700	402,700
	13	171,100	203,100	246,000	269,200	306,200	354,700	405,100
	14	173,100	204,600	247,300	270,800	307,900	356,800	407,200
	15	175,000	206,100	248,500	272,400	309,700	358,800	409,400
	16	177,000	207,500	249,800	273,900	311,500	360,900	411,600
	17	179,200	208,800	250,800	275,500	313,400	363,000	413,700
	18	181,300	210,300	252,200	277,000	315,100	365,100	415,800
	19	183,300	211,800	253,500	278,500	316,700	367,100	418,000
	20	185,400	213,300	254,800	280,000	318,400	369,200	420,200
	21	187,500	214,600	256,000	281,600	320,100	371,400	422,100
	22	189,600	216,200	257,300	283,100	321,700	373,600	423,900
	23	191,700	217,900	258,700	284,700	323,300	375,700	425,800
	24	193,900	219,600	260,100	286,300	324,800	377,900	427,700
	25	195,900	221,000	261,600	287,700	326,400	379,800	429,500
	26	197,200	222,700	263,200	289,500	327,900	381,800	431,200
	27	198,500	224,300	264,700	291,200	329,500	383,700	432,800
	28	199,700	226,000	266,200	293,000	331,100	385,700	434,400
	29	200,800	227,700	267,800	294,600	332,700	387,700	435,800
	30	202,100	229,200	269,400	296,300	334,300	389,600	437,400
	31	203,400	230,700	271,000	298,000	335,900	391,400	439,000
	32	204,700	232,100	272,600	299,600	337,500	393,300	440,500
	33	205,900	233,600	274,100	301,100	339,000	395,000	442,100
	34	207,100	235,000	275,600	302,700	340,500	396,800	443,700
	35	208,400	236,400	277,100	304,300	342,100	398,600	445,300
	36	209,700	237,800	278,600	305,900	343,700	400,300	446,900
	37	211,000	239,100	280,200	307,400	345,400	402,100	448,300
	38	212,400	240,300	281,700	309,000	347,000	403,900	449,700
	39	213,800	241,600	283,100	310,600	348,500	405,700	451,100
	40	215,100	242,900	284,600	312,200	350,100	407,400	452,500
	41	216,200	243,900	286,200	313,700	351,700	409,100	453,800
	42	217,600	245,200	287,800	315,100	353,300	410,800	454,600
	43	219,000	246,400	289,400	316,600	354,900	412,500	455,400
	44	220,400	247,700	290,900	318,100	356,500	414,100	456,300
	45	221,700	248,800	292,300	319,600	357,900	415,400	457,200
	46	223,100	250,200	293,800	321,100	359,400	417,000	457,900
	47	224,600	251,600	295,300	322,600	360,900	418,600	458,800
	48	226,100	253,000	296,800	324,000	362,300	420,200	459,700
	49	227,400	254,400	298,200	325,100	363,800	421,700	460,700
	50	228,800	255,900	299,500	326,500	365,100	423,300	461,500
	51	230,200	257,200	300,900	327,800	366,500	424,800	462,300
	52	231,500	258,600	302,300	329,200	367,900	426,400	463,100
	53	232,800	260,100	303,700	330,700	369,400	427,800	464,000
	54	234,100	261,700	305,100	332,000	370,600	429,300	464,700
	55	235,400	263,300	306,500	333,400	371,800	430,700	465,500
	56	236,700	264,800	307,800	334,800	373,000	432,000	466,300
	57	237,900	266,300	309,200	336,000	374,100	433,300	467,200
	58	239,200	267,900	310,600	337,400	375,100	434,100	
	59	240,300	269,500	312,000	338,800	376,100	434,900	
	60	241,600	271,100	313,400	340,100	377,100	435,800	
	61	242,800	272,700	314,400	341,200	377,900	436,700	
	62	244,100	274,100	315,600	342,500	378,700	437,400	
63	245,400	275,600	316,900	343,800	379,500	438,300		

64	246,700	277,100	318,200	345,100	380,300	439,200
65	247,900	278,700	319,500	346,300	381,100	440,000
66	249,100	280,200	320,800	347,500	381,800	440,800
67	250,500	281,700	322,100	348,600	382,600	441,600
68	251,900	283,100	323,300	349,800	383,400	442,400
69	253,000	284,400	324,400	350,800	384,100	443,200
70	254,300	285,900	325,600	351,900	384,800	
71	255,600	287,400	326,800	353,000	385,500	
72	256,800	288,900	327,900	354,100	386,200	
73	258,200	290,100	329,100	355,000	386,900	
74	259,500	291,500	330,300	356,100	387,500	
75	260,800	292,900	331,500	357,100	388,000	
76	262,100	294,300	332,600	358,200	388,500	
77	263,200	295,700	333,800	359,100	389,100	
78	264,400	297,000	335,000	359,900	389,500	
79	265,600	298,300	336,200	360,700	390,000	
80	266,900	299,500	337,400	361,500	390,600	
81	268,000	300,600	338,500	362,100	391,100	
82	269,100	301,900	339,600	362,700	391,600	
83	270,200	303,200	340,600	363,300	392,200	
84	271,300	304,500	341,700	363,900	392,800	
85	272,200	305,400	342,700	364,500	393,300	
86	273,300	306,600	343,700	365,000	393,900	
87	274,300	307,700	344,700	365,600	394,500	
88	275,400	308,900	345,700	366,200	395,100	
89	276,500	310,200	346,800	366,600	395,600	
90	277,500	311,400	347,600	367,200	396,200	
91	278,500	312,600	348,300	367,700	396,800	
92	279,500	313,800	349,100	368,200	397,400	
93	280,400	314,900	349,800	368,700	397,900	
94	281,400	315,700	350,500	369,100		
95	282,300	316,500	351,200	369,500		
96	283,300	317,300	351,900	370,000		
97	284,400	317,900	352,300	370,600		
98	285,300	318,600	352,800	371,000		
99	286,200	319,300	353,300	371,500		
100	287,100	320,000	353,800	372,000		
101	287,700	320,500	354,300	372,600		
102	288,500	321,100	354,800	373,000		
103	289,300	321,700	355,200	373,500		
104	290,000	322,300	355,600	374,000		
105	290,700	322,700	356,100	374,600		
106	291,200	323,200	356,500	375,100		
107	291,700	323,600	356,900	375,600		
108	292,200	324,100	357,400	376,100		
109	292,700	324,500	357,900	376,700		
110	293,100	324,900	358,300	377,200		
111	293,500	325,300	358,800	377,700		
112	293,900	325,700	359,300	378,200		
113	294,200	326,100	359,800	378,800		
114	294,600	326,500	360,300			
115	295,000	326,900	360,800			
116	295,400	327,200	361,200			
117	295,700	327,400	361,600			
118	296,100	327,800	362,100			
119	296,500	328,200	362,600			
120	296,900	328,600	363,100			
121	297,200	328,700	363,500			
122	297,600	329,100	364,000			
123	298,000	329,500	364,400			
124	298,300	329,900	364,900			
125	298,400	330,100	365,300			
126	298,800	330,500				
127	299,200	330,800				
128	299,600	331,000				
129	299,800	331,300				
130	300,200	331,600				
131	300,600	331,900				

132	301,000	332,300						
133	301,100	332,600						
134	301,500	332,900						
135	301,900	333,300						
136	302,300	333,700						
137	302,400	334,000						
138	302,800	334,400						
139	303,200	334,800						
140	303,600	335,200						
141	303,700	335,500						
142	304,100	335,900						
143	304,400	336,300						
144	304,700	336,700						
145	304,900	337,000						
146	305,200	337,400						
147	305,500	337,800						
148	305,800	338,200						
149	306,000	338,500						
150	306,300	338,900						
151	306,600	339,200						
152	306,900	339,600						
153	307,200	339,900						
154	307,500							
155	307,800							
156	308,100							
157	308,500							
158	308,800							
159	309,100							
160	309,400							
161	309,800							
162	310,100							
163	310,400							
164	310,700							
165	311,100							
166	311,400							
167	311,700							
168	312,000							
169	312,400							
再任用 職員		231,300	255,800	263,200	273,400	290,400	328,100	373,500

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
 その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第20条の2の見出し中「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条中「、第7条の2」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第20条の3 第5条、第6条、第6条の3、第6条の4、第7条の2及び第20条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成26年3月31日までの間」に改める。

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第5条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第7条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の3 地公法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条の4の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の5 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第18条の2を次のように改める。

(再任用職員についての適用除外)

第18条の2 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成13年市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第26条を削り、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第27条を第29条とし、第26条の次に次の2条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第27条 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第28条 第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市職員の給与に関する条例第7条第2項第2号の表の改正規定 平成27年1月1日

(2) 第2条、第5条及び第7条から第10条までの規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第7条第2項第2号を除く。）は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第19条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

3 第4条の規定による改正後の市長、副市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第6条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(初任給に関する特例措置)

4 改正後の給与条例の規定にかかわらず、平成26年4月1日以降に新たに岡山市職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けることとなった職員のうち、初任給に関する特例措置が必要な職員として規則で定めるものの給料月額が、新たに岡山市職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けることとなった日における号給について、第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により算定した給料月額を上回るときは、平成26年12月31日までの間、改正前の給与条例の規定により算定した額を支給する。

（給与及び議員の期末手当の内払）

5 改正後の給与条例、改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員の議員報酬等条例（以下「改正後の3条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の市長、副市長等の給与に関する条例及び第6条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員の期末手当は、改正後の3条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。

（その他）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

人事委員会勧告等に伴い、職員の給与改定等を実施するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 326 号 議 案

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「，給料の」を「，退職の日におけるその者の給料の」に，「給料月額」を「退職日給料月額」に改め，同条第2項中「よらず」の次に「，かつ，第8条の2第11項に規定する認定を受けないで」を加え，「者を含む」を「者及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に，「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて，次に掲げるものに対する退職手当の基本額は，退職日給料月額に，その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 15年を超え25年未満の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの

(3) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 10年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 25年を超え34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 34年を超える期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続した者で、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又は別に定める者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）」を削り、「退職した者であつて」の次に「、その勤続期間が20年以上であり、かつ」を加え、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表第5条第1項の項左欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表右欄中「100分の2」を「100分の3（別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、市長が別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表右欄中「100分の2」を「100分の3（別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、別に定める年齢から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他市長が別に定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数に募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延

長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、市長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について

認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、市長が別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、市長が別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、市長が別に定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、市長が別に定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定

応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、市長が別に定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡山市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「15年を減じた年齢以上の年齢」とあるのは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成30年3月31日までの間においては、「15年を減じた年齢以上の年齢又は在職期間が20年以上」とする。

3 施行日から平成27年3月31日までの間、改正前の岡山市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含

む。)に準ずる事由により退職する者は、新条例第8条の2第11項の規定により応募による退職が予定されている職員である旨の認定をされた者とみなす。

4 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより新条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）のうち、新条例第8条の2の規定による退職手当の支給を受ける者として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成22年市条例第26号）附則第2項の規定により計算した退職手当の額及び岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成20年市条例第8号）附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額が新条例第8条の2の規定による退職手当の額よりも多いときは、施行日から平成30年3月31日までの間においては、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、新条例第8条の2第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日にする退職は、旧条例第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定による退職と同一の理由による退職とみなす。

5 前項で規定するもののほか、新制度適用職員が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成22年市条例第26号）附則第2項の規定により計算した退職手当の額及び岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成20年市条例第8号）附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、本市においても定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 327 号 議 案

岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の6第1項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する法第26条の5第6項の規定により、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) その他規則で定める事由

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認することとなったこと。

(3) その他規則で定める事由

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) その他規則で定める場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う
任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の

換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての岡山市職員退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

提案理由

職員の配偶者同行休業について、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 328 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る岡山市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。